

ワンタイムパスワードご利用規程

ワンタイムパスワードの利用に際しては、成協ビジネスバンキングサービス利用規程（以下「利用規程」といいます）に加え、本ワンタイムパスワード利用規程により取扱います。

第1条 ワンタイムパスワードとは

ワンタイムパスワードとは、成協ビジネスバンキングサービスの利用に際し、当組合所定のワンタイムパスワード生成器（以下「ハードウェアトークン」といいます。）もしくは携帯電話又はスマートフォン等（以下「携帯電話機等」といいます。）にインストールされたパスワード生成アプリケーション（以下「ソフトウェアトークン」といいます。）により、生成・表示される可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）をいいます。

ハードウェアトークン並びにソフトウェアトークンを併せて「トークン」といいます。

第2条 利用資格

ワンタイムパスワードの利用者は、成協ビジネスバンキングサービスを契約のお客様（以下「契約者」といいます。）に限ります。

第3条 ワンタイムパスワードの利用

(1) ワンタイムパスワードの利用申込みは、当組合所定の申込書により届出るものとします。なお、利用申込みに当たっては、「ハードウェアトークン」もしくは「ソフトウェアトークン」のいずれかを選択するものとし、併用はできないものとします。

(2) ハードウェアトークンの利用は、当組合が前記(1)の申込みを承諾し、当組合の処理が完了した場合、当組合は契約者の届出住所にハードウェアトークンと、利用開始日を記載したワンタイムパスワード登録完了通知書を送付します。

なお、届出住所の不備、又は不在等によりハードウェアトークン、並びにワンタイムパスワード登録完了通知書が返戻となった場合、一定期間経過後にワンタイムパスワードの利用申込みが撤回されたものとみなし、ハードウェアトークンを廃棄します。ワンタイムパスワードを利用するにあたっては、再度、当組合所定の利用申込みを行っていただくものとします。

(3) ハードウェアトークンによるワンタイムパスワードの利用にあたっては、ワンタイムパスワード登録完了通知書に記載の利用開始日以降に、当組合が発行するハードウェアトークンを所定の方法により初期登録を行い、利用を開始するものとします。

(4) ソフトウェアトークンの利用にあたっては、当組合が前記(1)の申込みを承諾し、当組合の処理が完了した場合、当組合は契約者の届出住所に利用開始日を記載したワンタイムパスワード登録完了通知書を送付します。

なお、届出住所の不備、又は不在等によりワンタイムパスワード登録完了通知書が返戻となった場合、一定期間経過後にワンタイムパスワードの利用申込みが撤回されたものとみなします。ワンタイムパスワードを利用するにあたっては、再度、当組合所定の利用申込みを行っていただくこととなります。

(5) ソフトウェアトークンによるワンタイムパスワードの利用は、ワンタイムパスワード登録完了通知書に記載の利用開始日以降に、当組合が発行するトークンを所定の方法により契約者の携帯電話機等にインストールし初期設定を行い、利用を開始するものとします。

(6) ワンタイムパスワードの初期設定完了後は、成協ビジネスバンキングサービスのログイン時の、ログインパスワードに加え、当組合所定の重要取引時にワンタイムパスワードを入力し、当組合が保有するワンタイムパスワードと一致を確認した場合は、当組合は契約者本人からの取引の依頼とします。

(7) 当組合が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードの入力が連続して行われ、当組合所定の回数に達した場合は、その時点でワンタイムパスワードの利用を停止します。ワンタイムパスワードを再度利用する場合は、当組合所定の手続きが必要となります。

第4条 トークンの管理

(1) ハードウェアトークン、又はソフトウェアトークンをインストールした携帯電話機等を紛失・盗難の場合、トークンの偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合、又は他人に使用されたことを認知した場合は、直ちに当組合所定の方法により当組合に届出るものとします。当組合はこの届出を受けたときは、直ちにワンタイムパスワード機能の利用の停止措置を講じます。なお、当組合への届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、ワンタイムパスワードの利用を再開するには、当組合所定の再発行の手続きが必要となります。

(2) ハードウェアトークンの故障・破損等によりワンタイムパスワードが表示されなくなった場合は、当組合所定の方法により当組合に届出るものとします。

(3) 前記(1)および(2)によるハードウェアトークンの再発行を依頼する場合は、当組合所定の申込書により届出るものとします。当組合が再発行を承諾した場合、当組合は契約者の届出住所にハードウェアトークンを送付しますので、新しいハードウェアトークンを受領後、利用開始の登録を行い利用するものとします。

なお、届出住所の不備、又は不在等によりハードウェアトークンが返戻となった場合、一定期間経過後にワンタイムパスワードの利用申込みが撤回されたものとみなし、ハードウェアトークンを廃棄します。ワンタイムパスワードを引き続き利用するにあたっては、再度、当組合所定の利用申込みを行っていただくものとします。

(4) 前記(1)によるハードウェアトークンの紛失等による再発行にあたっては、当組合所定の再発行手数料をいただきます。なお、契約者の責に帰さない故障・破損等による再発行については無償で交換します。

- (5) 前記(1)によるソフトウェアトークンをインストールした携帯電話機等の変更を行う場合は、当組合所定の「トークンの失効」「初期設定」の手続を行うものとします。

第5条 利用手数料

- (1) ハードウェアトークンは、1契約に1個の申し込みに関し無料とし、2個目の申し込みから当組合所定の利用手数料が必要となります。また、紛失等における再発行は、当組合所定の手数料が必要となります。
- (2) ハードウェアトークンの申込手数料及び再発行手数料の支払いについて、当組合普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定の定めにかかわらず、預金通帳・払戻請求書又は小切手の提出なしに代表口座から引落します。
- (3) ハードウェアトークンの利用手数料及び再発行手数料は、ワンタイムパスワードの利用の取消・停止（ハードウェアトークン返戻による利用中止を含みます。）等があっても返却しません。
- (4) ソフトウェアトークンの利用手数料は無料です。

第6条 トークンの有効期限

- (1) ハードウェアトークンの有効期限は、ハードウェアトークン記載の有効期限までとし、有効期限までに新しいハードウェアトークンを契約者の届出住所に送付しますので、新しいハードウェアトークンを受領後、利用開始の登録を行い利用するものとします。
- なお、届出住所の不備、又は不在等によりハードウェアトークンが返戻となった場合、一定期間経過後にハードウェアトークンを廃棄しますので、引続き利用するにあたっては、再度、当組合所定の利用申込みを行っていただくものとします。
- (2) ソフトウェアトークンの有効期限は、ソフトウェアトークンに表示されます。有効期限が近づいた場合は、その旨をソフトウェアトークンに通知しますので、有効期限の更新を行ってください。

第7条 解約等

- (1) ワンタイムパスワードの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも利用を中止できるものとします。但し、利用の中止は書面での通知により行うものとし、契約者から通知する場合は当組合所定の方法により届出るものとします。
- (2) 成協ビジネスバンキングサービスが解約されたときは、ワンタイムパスワードの利用契約も中止されたものとみなします。
- (3) ハードウェアトークンによるワンタイムパスワードの利用を中止する場合は、ハードウェアトークンを返却するものとします。その際、紛失等によりハードウェアトークンを返却できない場合、当組合所定の手数料が必要となります。

第8条 免責事項

- (1) ワンタイムパスワード、及びトークンは、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワード、及びトークンの管理について、当組合の責めに帰すべき場合を除き、契約者に損害が生じた場合については、当組合は責任を負いません。偽造、変造、盗用、又は不正使用その他事故があっても、このために生じた損害については、当組合の責めによる場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (2) ワンタイムパスワードにつき偽造、変造、盗用、又は不正使用その他の事故により契約者に損害が生じた場合については、当組合の責めによる場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (3) トークンの不具合等の事由により取引が遅延、又は不能となった場合であっても、このために生じた損害については、当組合の責めによる場合を除き、当組合は責任を負いません。

第9条 関係規定の適用・準用

この規定に定めのない事項については、利用規程と、関係する当組合の他の規定等により取扱います。

第10条 規程等の変更

当組合は、本規程を当組合の都合によりいつでも変更できるものとし、変更内容は、当組合の定める方法により公表し周知するものとします。なお、変更日以降、契約者が新たにワンタイムパスワードを利用された場合は、変更後の規定を承認したものとみなし、当組合の責めによる場合を除き、当組合の変更によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

以上

平成31年 2月4日